

M & A 自社株活用

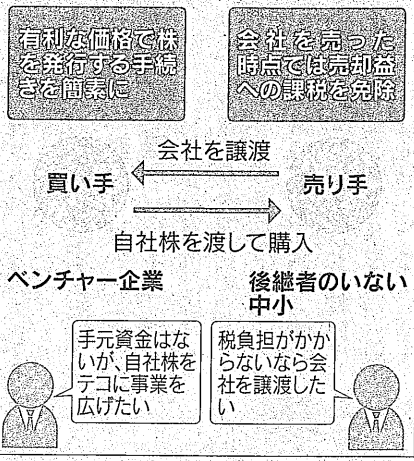
法改正へ新興主導再編促す

2018 2/1

政府は自社株を使ったM&A(合併・買収)のルールを見直し、中小ベンチャー企業による再編を後押しする。売り手に入る売却益への課税を猶予するとともに、買収手続きを簡素にする。大企業だけでなく、現金をもたないベンチャー企業が買収に取り組みやすくなる。事業承継を含めた中小ビジネスの活用方法を広げ、経済の新陳代謝を促す狙いがある。(解説5面に)

政府が通常国会に提出する予定の産業競争力強化法(3面きょう)のこと

売り手・買い手ともにルールを緩和



ば)の改正案に連のルール変更を盛り込む。2018年度税制改正と合わせ、企業が再編に取り組みやすくする。早ければ18年夏から新ルールを適用する考え。

新ルールは自社株を使った買収にまつわる規制を売り手と買い手の両面から改める。売り手にとって効果が大きいのが会社売却益への課税の繰り延べだ。相手の株式を受

け取って会社を売却すると実際に現金が入っていないのに「みなし」の収入への納税義務が生じる。これがM&Aの支障になっている。受け取った株式を実際に売却するまでの間は課税されずに済むようにする。

すぐに税負担が生じないので事業の売却に踏み切りやすくなる。事業売却をためらっているうちに廃業に追い込まれ、結果的に雇用や技術が損なわれる事態を避ける効果もありそう。課税の優遇は、これから定める特別事業再編計画の指針に沿

う案件に限る。生産性の向上や財務の改善が見込まれることなどが適用の条件になる見通し。

一方、買い手については、TOB(株式公開買い付け)によらない方法でも会社法上の特例措置を受けられるようにする。一定の規模を下回る買収なら株主総会の決議も要らなくなる。今はTOBによる買収のみ例外扱いとされる。今後は公開買い付けの必要がない非上場企業への買収の場合も、総会を開く手間や費用をかげずに済む。

米国では新興企業が自社株を使った買収で急ピッチな成長を果たし、経済の活力を生んできた。日本では自社株を使った手法の普及が遅れており、政府は今回の規制緩和をきっかけにM&Aの担い手の裾野が広がる効果も期待している。